

独立行政法人日本学生支援機

平成 20-22 年度「障害学生受入促進研究委託事業」

平成 20 - 22 年度

日本学生支援機構委託研究報告書

障害のある学生への

高等教育における合理的配慮の妥当性に関する研究

受託機関

東京大学先端科学技術研究センター

人間支援工学分野

はじめに

学力試験による選抜の性格が強い我が国の大学入試では、入試の過程において障害に対する十分な配慮が得られないことは、障害者の高等教育への参加を阻む直接的な要因となる。受験における障害学生への配慮としては、パソコン等を含めた支援技術の利用、試験時間の延長、別室での受験、点字や拡大による異なる問題用紙の使用、特定課目の免除などがあり、通常の試験を受験する多数派の学生とは異なる受験方法が採られる。

障害者への受験の配慮については、国連の障害者権利条約に代表されるように、国際的には「合理的配慮」の実施が求められている。しかし、同条約を批准していない日本には合理的配慮に関する法的背景が現在のところ準備されていない。そのため、試験を実施する大学等の高等教育機関がどのような配慮を合理的かつ公平なものとして認可するかについても、法の遵守に基づく実践的な知見の蓄積や社会的な合意がない。そのため、障害者の受験への配慮は、一部の高等教育機関が独自に実施するにとどまっている。

様々な障害から来るニーズに対して、具体的にどのような配慮または措置が実際に行われているのかについては、各施設から情報公開されることは一般的ではない。そのため、障害のある学生は、志望する大学、または学力選抜試験の実施機関（e.g., 大学入試センター）から、どのような配慮の要望であれば妥当と判断されるのか、または自らのニーズについて交渉を行って良いのかどうかについて、判断の手助けとなる情報があるとはいいがたい。また、高等教育機関にとっても、他の機関での対応を参照することができないため、その機関での障害学生の受験への措置のあり方を立案することが困難であったり、または措置が立案されず放置されたままとなることが懸念される。

以上の背景から、障害学生の受験における合理的配慮の概念を日本国内に構築する議論を行うためには、現状の障害学生の受験において「そこで何が行われているのか」を明らかにし、障害のある学生本人や高等教育機関などステイクホルダー間で、情報を共有する必要がある。また、得られた情報から現状の問題点を明らかにし、解決案を提案する必要がある。

上記の問題解決に資する情報提供を行い、解決案に関する提言を行うため、東京大学先端科学技術研究センター人間支援工学分野では、平成 20 年度から 23 年度にわたる日本学生支援機構委託研究において調査研究を行った。

平成 20 年度から 22 年度の調査研究の概要

平成 20 年度から 22 年度にわたる日本学生支援機構委託研究において、「障害のある学生へ高等教育における合理的配慮の妥当性に関する研究」として、上記の問題解決に資する情報提供を行うことを目的とした調査研究を行った。

■ 各年度の調査研究の方針と結果の特記事項

○ 平成 20 年度

様々な障害のある学生とその周囲の関係者（親，高校教師，支援者）を対象として，大学入試を受験する過程を追跡するインタビュー調査を実施した。障害学生の大学受験の課程において何が行われているのかについて，実際にどのような配慮が認可され，また認可されなかったのかについての個別の事例の経緯を，時系列に沿って記述した。また，得られた結果から，合理的配慮という観点から考察した場合，個別事例に含まれる問題点を抽出し，それをどのように解決すべきかについての提言を行った。

障害学生の受験経験のまとめ

- ・ 19名（男性10名，女性9名）の17～22歳の障害学生で，受験を準備している者および受験経験者（およびその親，教師を含む）を対象に受験経験のインタビューと時系列に沿った個別の経緯のまとめ
- ・ 障害の説明および理解の難しさ，交渉作業にかかる人的，時間的な学生本人の負担の存在
- ・ 法的裏付けがないことから特別措置申請を行うこと自体についての本人の心理的負担の存在
- ・ 障害者の受験＝AO入試や障害者特別選抜の推奨という図式の不合理
- ・ 障害種別ごとの特別措置内容のまとめ（肢体不自由，高次脳機能障害，アスペルガー症候群，聴覚障害）

解決法の提言

1. 現状の措置メニューを充実させる
2. 特別措置申請とその結果を透明化するため情報公開を進める
3. 障害を合理的に説明するためのリテラシー教育を障害学生，親，教師に行う
4. 社会的に配慮のされていない障害に対応する
5. 特別措置申請に関わる活動を一元化するセンターを実現する

○ 平成 21 年度

前年度と同様，多様な障害のある学生の大学入試の過程を追跡したインタビュー調査を行い，配慮の認可または非認可の個別事例に基づく経緯を記述した。また，前年度に得られた結果と考察に加えて，それ以外の問題点の抽出と解決策の提言を行った。

障害学生の受験経験のまとめ

- ・ 14名（男性8名，女性6名）の17～23歳の障害学生（およびその親，教師を含む）を対象に受験経験のインタビューと時系列に沿った個別の経緯のまとめ
- ・ 特別措置の申請において，根拠となるデータを添付することで困難を客観的に説明した特徴的な事例の紹介（頸椎損傷による四肢麻痺，脳性麻痺による肢体不自由，筋ジストロフィによる肢体不自由による様々な書字およびメモの困難，高次脳機能障害による学習障害，注意欠陥多動性障害様の認知面の困難）
- ・ 大学受験における特別措置申請と決定通知，試験実施の時期の調整が難しいため，可否が得られてから入学時の生活設計に必要な準備にかかる時間が十分にとれないことを避けるために一般入試を避ける判断をした生徒の事例（筋ジストロフィによる肢体不自由）

問題点と解決法の提言

1. 大学入試センターの特別措置施策を障害種別ではなく個人のニーズに基づく合理的配慮に設計変更する
2. 障害学生の入試における特別措置決定に特別支援の専門家を介在させる
3. 本人と保護者の意志決定に基づく，受験の合理的配慮に関する専門家のアセスメントや相談に応じるサービスを提供する
4. 各高等教育機関において，合理的配慮提供に対する公開された方針を用意する
5. 障害学生への配慮についての情報を一般の高等学校へ届けるため，大学入試センターの受験説明会を契機とした支援情報提供を行う
6. 高校・大学の入試における連携を裏付ける制度的保障を用意する
7. 特別措置決定通知の時期から生じる障害学生への不利益を回避する

平成22年度

過去2カ年にわたる調査の結果とそこから得られた問題点および解決策をとりまとめた提言を行う。また，合理的配慮に関する法的背景の存在しない中で，独自の取り組みを行っている大学を対象にインタビュー調査を実施した（インタビュー内容は，資料Aの項目に基づき半構造化して行った）。どのような障害学生支援体制に基づき，入試の配慮を含めた障害学生支援を実施しているのかについての状況（または，配慮の合理性評価についての意見）を現在まとめている。

対象：高等教育機関に所属する障害学支援を主に担当する職員または教員。現状，

所属と結果は非公開（公開の最終意思確認は、報告内容の完成後、対象機関によるレビューを経ることで実施するため）。

平成 20 年，21 年の提言のまとめ

今後、障害当事者およびその周辺（家族、教師、医師、支援者）からの配慮の要望および要望を受けた高等教育機関が、提供することができるか否かを決定する際に、合理性に基づいて、障害当事者およびその周辺との対話と交渉を公平に行うことができる環境を整備する。各ステイクホルダーが行うべき課題の概要は以下の通り（詳細については、各年度の報告書を参照のこと）。

国への提言

- ・ 高校・大学の障害学生の入試における連携を裏付ける制度的保障を用意する
- ・ 障害者権利条約に基づく「合理的配慮」を受験においても公式に認める

大学入試センターへの提言

- ・ 特別措置の申請および決定通知の時期を早める
- ・ 大学入試センター受験説明会を活用し障害学生への配慮について高校向けの詳細な情報提供を行う
- ・ 大学入試センターの特別措置施策を設計変更：「障害種別ごとの措置」から「困難ごとの合理的配慮」へ
- ・ 特別措置申請とその結果を透明化するため情報公開を進める：特別措置申請の内訳（障害区分でまとめず申請された措置の項目でまとめる）と決定結果の統計を提示

大学組織への提言

- ・ 合理的配慮の提供に関して、各高等教育機関で独自の方針を公開する
- ・ 障害学生の入試における特別措置決定に（入試課だけでなく）特別支援の専門家を介在させる
- ・ 現状の特別措置メニューを充実させる
- ・ 特別措置申請とその結果を透明化するため情報公開を進める

DO-IT への提言

- ・ 合理的配慮の提供に対する社会のコンセンサスを得る活動を行う
- ・ 受験の合理的配慮の内容や、その妥当性の客観的説明方法を障害学生に提案するための専門家の相談サービスやアセスメントを提供する

- ・ 障害をエビデンスを示すことで合理的に説明し，支援技術利用を含めた具体的な代替手段を提案するためのリテラシー教育を，障害学生や教師，保護者に行う

以上